第37回北但行政事務組合議員協議会会議録

平成17年12月6日(火)

開会 午後 1 時33分

会議に出席した議員(17名)

1番	香美町	Щ	本	賢	司	2番	香美町	吉	田	範	明
4番	豊岡市	上	坂	正	明	5番	豊岡市	梅	谷	光太郎	
6番	豊岡市	畄		満	夫	7番	新温泉町	岡	本	和	雄
8番	新温泉町	小	林	_	義	9番	豊岡市	Ш	П		囯
11番	豊岡市	吉	畄	正	章	12番	豊岡市	椿	野	仁	司
13番	新温泉町	田	中		要	14番	新温泉町	宮	脇		諭
15番	香美町	柴	田	幸-	一郎	16番	香美町	浜	上	勇	人
17番	豊岡市	升	田	勝	義	18番	豊岡市	森	井	幸	子
19番	豊岡市	谷	П	勝	己						

会議に出席しなかった議員(2名)

3番 豊岡市 安治川 敏 明 10番 豊岡市 熊 本 善兵衛

議事に関係した事務局職員

事務局長 片山正幸

書 記 原 重喜

書記 長谷川 幹 人

説明のため出席した者の職氏名

助 役 兼 総 務 課 長 瀬 崎 彊

総務課長補佐兼総務係長 片山正幸

施 設 整 備 課 長 中 奥 薫

議事日程

第1 視察研修について

平成15年8月19日~20日

豊橋市資源化センター(愛知県豊橋市豊栄町字西530)

ガス化溶融方式 (キルン式)を視察

平成17年2月1日~2日

各務原市北清掃センター(岐阜県各務原市須衛2500番地の1)

ガス化溶融方式 (シャフト炉)を視察

加古川市新クリーンセンター(加古川市平荘町上原4番地の1)

流動床焼却方式(流動床+灰溶融炉)を視察

- 第2 議会傍聴規則について〔資料No.1〕
- 第3 その他

議事順序

- 1.開 会
- 2. 視察研修について

平成15年8月19日~20日

豊橋市資源化センター(愛知県豊橋市豊栄町字西530)

ガス化溶融方式 (キルン式)を視察

平成17年2月1日~2日

各務原市北清掃センター(岐阜県各務原市須衛2500番地の1)

ガス化溶融方式 (シャフト炉)を視察

加古川市新クリーンセンター(加古川市平荘町上原4番地の1)

流動床焼却方式(流動床+灰溶融炉)を視察

- 3.議会傍聴規則について〔資料No.1〕
- 4. その他
- 5.閉 会

開会 午後 1 時33分

議長(谷口勝己) まず、おわび申し上げたいと思います。えらい延刻いたしまして申しわけございません。

ただいまから、第37回議員協議会を開会いたします。

それでは、これより協議に入ります。

第1、視察研修についてを議題といたします。

説明を求めます。

議会事務局長。

事務局長(片山正幸) 失礼いたします。視察研修についてということで、第1に掲げてるものです。 視察研修につきましては、8月の議員協におきまして、新たな議員さんが選出されてからもう一回 協議しましょうよということで、本日のご協議をお願いするものでございます。

過去2年間の視察日程並びに視察先をそこに掲げております。15年においては豊橋市、17年2月1日から2日とありますが、実際は16年の10月の終わりに予定してたんですけれども、台風の関係で延期して17年2月1日から2日に各務原市北清掃センターと加古川市新クリーンセンターの方を視察いたしております。

本日におきましては、視察研修を実施するかしないかということのご協議をお願いしたいのと、 さらに視察先、日程等につきましては、議運さんの方で詰めていただいてもよろしいかということ についてご協議のほどをお願いいたします。以上です。

議長(谷口勝己) 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。なら、質疑ありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) 質疑を打ち切りたいと思います。

それでは、本件の説明のとおり、視察研修を行うか行わないかについて、皆さん、ご意見をいた だきたいと思いますが。

山本賢司議員。

- 山本賢司議員 なれば年内かなというふうに言いながら、議員協議会でこの組合が持っておる唯一の事務についての実情を説明といいますかね、全体受けて、その後に必要があらば議論ということになるんだろうというふうに思っておるもんですから、それを抜きにして視察研修云々というふうに言われても、なかなか意見の出しようがないんではないかという気が私自身しておりまして、端的に言えば、もう17年度については送って、18年の適当な時期にということの方がこの議会全体としては落ちつくんではないかなという気がしておるんですけども、いかがでしょうか。
- 議長(谷口勝己) ただいま山本議員から、17年度については取りやめて新年度でという意見がありましたが、ほかの皆さんは。

宮脇諭議員。

宮脇 諭議員 合併も済んで、設置の選挙も無事終わったということの中で、この北但議会の議員の

メンバーというのもしばらくはこのまま続くということがまず言えるわけなんですけども、ごみの問題をこれから本格的に議論していかなきゃいけないということになるわけですけども、そういった意味では、早く共通認識、当然以前から出ておられる議員もおりますし、また新たに加わられた方もたくさんおられるということの中で、やはり共通の認識というものを早く持って臨んだ方が議論が進みやすいというふうに思いますので、18年度という意見が今ありましたけども、17年度でできるものであるならば、そういった形でのものをぜひやっていただいた方が早くいいのではないかというふうに思います。

議長(谷口勝己) ただいま宮脇議員の方から、意思疎通等の関係からも、そしてこの事業に取り組みますにおきまして可能なら17年度に実施したらと、こういうようなご意見でございます。ほかにご意見ございませんか。

ないようでございますので、今、17年度は取りやめる、あるいは17年度にはもう実施するんだと、こういうようなことでちょうど分かれております。皆さんのご意向をこの辺で.....。 どうぞ、吉岡議員。

- 吉岡正章議員 吉岡でございます。研修ですから、基本的にはやっぱりしっかり見ておくのがいいと思うんです。ただ、日程的に、今年度といいますともう1月は新年会のシーズンでなかなか厳しい、3月は各市町定例会、そうするともう2月いっぱいでそういった日程がとれるのかというのが非常に大きな意味合いを持つと思うんですね。ですから、各市町の議会日程等もございますし、議運の方で日程調整をしながら、日程が可能ならやればいいし、日程が無理ならもうそうむちゃをしてまでしなくてもいいような、そんなふうに思うんですけどね、どうなんでしょうか。ちょっと判断に弱っとるんですよ。
- 議長(谷口勝己) お諮りしたいと思います。今、吉岡議員の方から、議運の方にお願いをして、そこで慎重にご協議いただいて、そして方向を見出していただくといいんじゃないかと、こういうことでございますが、議会運営委員会の方に付託してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) そのように、じゃあさせていただきます。この視察研修につきましては、議会運営委員会の方にお願いをすることにいたします。

第2、議会傍聴規則についてを議題といたします。

説明を求めます。

議会事務局長。

事務局長(片山正幸) 失礼いたします。第2の協議事項でございます。資料の裏に資料ナンバー1 と打ってあります北但行政事務組合議会傍聴規則でございます。朗読しながらちょっとご説明をさせていただきます。

趣旨。第1条、この規則は地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。傍聴席の区分。第2条、傍聴席は一般席及び報道関係者席に分ける。傍聴の手続。第3条、会議を傍聴しようとする者は、所定の場

所で自己の住所、氏名等を傍聴人受付簿に記入しなければならない。議場への入場禁止。第4条、傍聴人は、議場に立ち入ってはならない。傍聴席に入ることができない者。第5条、次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。1、銃器、棒、その他、人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者。2、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者。3、笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を携帯している者。4、ラジオ、拡声機、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者(第7条ただし書きの規定により、議長の許可を得た者を除く。)5、げたの類を履いている者。6、酒気を帯びていると認められる者。7、異様な服装をしている者。8、前各号に定める者のほか、会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している者。2項、児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、同伴者が議長の許可を得た場合は、この限りでない。3項、傍聴席が満席となった場合は、傍聴席に入ることができない。

1枚おめくりください。傍聴人の守るべき事項。第6条、傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。1、議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。2、談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。3、鉢巻き、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。4、帽子、外套、襟巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。5、飲食または喫煙をしないこと。6、みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。7、携帯電話等の通信機器の電源を切ること。8、前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。写真の撮影等の禁止。第7条、傍聴人は、傍聴席において写真を撮影し、または録音、録画等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。傍聴人の退場。第8条、傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。係員の指示。第9条、傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。違反に対する措置。第10条、傍聴人がこの規則の規定に違反するときは、議長は、その者を制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。その他。第11条、この規則に定めるもののほか、議会の傍聴に関し必要な事項は、議長が定める。附則。この規則は、公布の日から施行するという内容でございます。

この議員協議会におきまして、この傍聴規則等が了承されましたら、議会規則でございますので、 議会規則として公布の手続の方に入っていきたいと考えております。

簡単ですけども、以上です。

議長(谷口勝己) 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

梅谷光太郎議員。

梅谷光太郎議員 済みません。これまではどんなふうになってたんですか。

議長(谷口勝己) 事務局長。

事務局長(片山正幸) これまでは傍聴規則等を設けておりませんでした。それで、この春から豊岡

市の議場をお借りしておりまして、豊岡市においては当然傍聴規則を持っております。お借りしてるという立場上、豊岡市と同じ傍聴規則を定めて、傍聴人等に周知をしたいと考えておりますので、よろしくご理解お願いします。

梅谷光太郎議員もう一つ。

議長(谷口勝己) 梅谷光太郎議員。

梅谷光太郎議員 済みません。大筋というか、おおむね問題ないんですけども、ちょっと細かい点で お聞きしたいことがありますので、お願いします。

第5条で、次の各号のいずれかに該当する者は傍聴席に入ることができないというふうになって おって、例えば(5)でげたのたぐいとある、あるいは第7項で異様なとある、そういった判断を するのはどなたがなさる、やっぱり議長がなさるということでいいんだろうか。このげたのたぐい のたぐいというものは、それはげたのたぐいやからあかんとか、あんたは異様な格好をしとるから と、異様なという、だれが判断するのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

議長(谷口勝己) 事務局長。

事務局長(片山正幸) 議場の秩序保持は議長の権限になっておりますので、議長さんの判断により ます。

梅谷光太郎議員 それは書かなくていいの。ごめんなさい。

議長(谷口勝己) 梅谷議員。

梅谷光太郎議員 全体を見ると議長さんがやっぱり判断なさるだろうな、一番最後の中にね、第11条 で議長が定めるとかとなってるんだけど、第5条あたりについてもちょっとそんなふうな文言があった方がいいのかなとちょっと思ったりもします。議会の事務局の方が判断するんではないんですよね、それだけちょっと。

議長(谷口勝己) 事務局長。

事務局長(片山正幸) 判断につきましては、やっぱり議長が判断いたします。それで、この文言等につきましては豊岡市の議会の傍聴規則と同じ内容になっておりますので、市議会の方で定めてる傍聴規則とまたこちらの傍聴規則が違うというのもちょっと問題が生じようかと考えておりますので、ひとつご理解のほどをお願いいたします。

議長(谷口勝己) 椿野仁司議員。

椿野仁司議員 椿野です。第5条の2のところで、今お聞きしましたら豊岡市議会と準じてということでお聞きしましたので、児童と乳幼児、これはもう豊岡市議会でもこの間ご報告いただきましたんですが、託児というシステムを、豊岡市議会も余り例のないやり方をするということで、大変いいことだなあと思ってるんですが、ここには当然、同伴者が議長の許可を得た場合というので許可を得れば同伴もできるんだろうけれども、そういう託児ということについては、今の本議会についても同じような同等の扱いをされるというふうなことで受けとめていいんでしょうか。

議長(谷口勝己) 局長。

事務局長(片山正幸) 第5条第2項につきましても、当然豊岡市議会と同じ傍聴規則の文言をここ

に掲げてあります。実際問題、託児となりましたら幼児を預かる人員が必要でございます。そのときにおきましては、豊岡市の方にお願いをいたしまして何とか豊岡市議会と同等なことができるよう努力はさせていただきたいと考えておりますが、あとはもう実情でご判断させていただくということでご理解いただけませんでしょうか、お願いします。

議長(谷口勝己) ほかに発言がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

それでは、本件は、説明のとおり、議会傍聴規則を制定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) ご異議なしと認めます。よって、本件は、説明のとおり、議会傍聴規則を制定することに決定しました。

第3、その他の項で1点ご協議をお願いいたします。

臨時議会の管理者のあいさつの中でもございました、議員協議会の開催について、議会運営委員会で日程調整を図らせていただいてもよろしいかご協議いたします。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) それでは、議員協議会の開催については、本日の特別委員会終了後、議会運営委員会を開催して協議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) ご異議なしと認めます。よって、議員協議会の開催は、議会運営委員会で協議することに決定しました。

以上で第37回議員協議会を閉会いたします。ご苦労さんでございました。

閉会 午後 1 時52分